

# 質 疑 ・ 回 答 書

令和4年7月5日

| 発注番号 | 04KA-78   | 件 名                               | 長尾杉線 (杉工区) 遮音壁設置工事 |
|------|---|-----------------------------------|--------------------|
| No.  | 質 疑 事 項   | 回 答                               |                    |
| 1    | 3号代価表の改良土2tの材料について大阪府の資材調査単価の金額を使用しているのですか、物価本の単価を採用しているのか。どちらの単価及びどこの企業の材料を採用しているのかご教授ください。            | 見積り単価を採用しています。<br>見積徴取先は公表していません。 |                    |
| 2    | 3号代価表の改良土2tの材料について、見積単価を採用しているのですか。採用されているなら、どこの企業の材料を採用しているのかご教授ください。                                  | 見積り単価を採用しています。<br>見積徴取先は公表していません。 |                    |
| 3    | 18号代価表の諸経費10%は労務3点に機械運転2点の全てにかかっているのですか。対象になっている項目をご教授ください。   | 労務3点及びパイプロハンマ杭打機運転にかかっています。       |                    |
| 4    | 24号代価表の諸経費10%は労務4点に機械運転1点の全てにかかっているのですか。対象になっている項目をご教授ください。   | 労務4点にかかっています。                     |                    |
| 5    | 41号代価表の諸経費13%は労務3点に機械リース2点の全てにかかっているのですか。対象になっている項目をご教授ください。  | 積算基準書のとおりです。                      |                    |
| 6    | 5号代価表の不陸整正で使用するRM-30、現場渡しについて大阪府の資材調査単価の金額を使用しているのですか、物価本の単価を採用しているのか。どちらの単価及びどこの企業の材料を採用しているのかご教授ください。 | 大阪府の資材調査単価を採用しております。              |                    |
| 7    | 5号代価表の不陸整正で使用するRM-30、現場渡しについて、見積単価を採用しているのですか。どこの企業の材料を採用しているのかご教授ください。                                 | 大阪府の資材調査単価を採用しております。              |                    |
| 8    | 5号代価表の不陸整正で使用するRM-30、現場渡しについて、材料費に運搬費を別途歩掛で見ているのですか。運搬費4tを見ているのであれば運搬距離をご教授ください。                        | 運搬費は別途計上しておりません。                  |                    |
| 9    | 11号代価表の下層路盤で使用するRC-30について大阪府の資材調査単価の金額を使用しているのですか、物価本の単価を採用しているのか。どちらの単価及びどこの企業の材料を採用しているのかご教授ください。     | 物価資料の単価を採用しております。                 |                    |

|    |   |                                      |
|----|---|--------------------------------------|
| 10 | 11号代価表の下層路盤で使用する RC-30 について、見積単価を採用しているのですか。どこの企業の材料を採用しているのかご教授ください。                             | 物価資料の単価を採用しております。                    |
| 11 | 11号代価表の下層路盤で使用する RC-30 について、材料費に運搬費を別途歩掛で見ているのですか。運搬費 4t を見ているのであれば運搬距離をご教授ください。                  | 運搬費は別途計上しておりません。                     |
| 12 | 19号代価表の機械 3 点の歩掛についてそれぞれの供用日あたりの機械運転代価で見ればいいのですが、それ以外なら歩掛の出典元、見積ならば見積徴収先をご教授ください。                 | それぞれの供用日あたりの機械運転代価を計上しております。         |
| 13 | 20号代価表の機械 1 点の歩掛についてそれぞれの供用日あたりの機械運転代価で見ればいいのですが、それ以外なら歩掛の出典元、見積ならば見積徴収先をご教授ください。                 | 供用日あたりの機械運転代価を計上しております。              |
| 14 | 21号代価表の鋼管杭 SKK400 φ355.6*6.4*2500 とスパンワイヤル鉄筋 SD345 D10・4600 について、見積徴収の単価採用で考えればよろしいでしょうか。ご教授ください。 | 見積り単価を採用しています。                       |
| 15 | 24号代価表の機械 1 点の歩掛についてそれぞれの供用日あたりの機械運転代価で見ればいいのですが、それ以外なら歩掛の出典元、見積ならば見積徴収先をご教授ください。                 | 供用日あたりの機械運転代価を計上しております。              |
| 16 | 25号代価表の H 形鋼 (SS400) 広幅 150×150×7×10mm 31.1kg/m について、物価単価もしくは見積徴収の単価のどちらで考えればよろしいでしょうか。ご教授ください。   | 物価資料の単価を採用しております。                    |
| 17 | 27・28・30・31号代価表のしゃ音壁材料 8 点について、見積徴収の単価採用で考えればよろしいでしょうか。ご教授ください。                                   | 見積り単価を採用しています。<br>見積徴収先は特記仕様書のとおりです。 |
| 18 | 41号代価表の機械 2 点の歩掛についてそれぞれの機械リース費用で見ればいいのですが、それ以外なら歩掛の出典元、見積ならば見積徴収先をご教授ください。                       | それぞれの機械リース費用を計上しております。               |
| 19 | 48号代価表の機械 1 点の歩掛についてそれぞれの機械リース費用で見ればいいのですが、それ以外なら歩掛の出典元、見積ならば見積徴収先をご教授ください。                       | 機械リース費用を計上しております。                    |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 20 | <p>代価表第 27 号、28 号について。<br/>透光板の厚みについて、代価表上では「T8」と記載されていますが、設計用見積もり徴取先の積水樹脂株式会社にお問い合わせしたところ、「T12」の厚みしか見積もりを提出していないとの事でした。長さについても、960 mmについては見積もりをしていないとの事でした。また、設計が「T8」に変更になったため、変更後のものを積算中であるとの回答でした。<br/>これらを踏まえ質問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札価格の算出は「T12」で見積もれば良いのでしょうか？</li> <li>・長さ 960 mmの分は、何を根拠に積算されているのでしょうか？見積もり徴取先か積算価格を明示して下さい。</li> </ul> | <p>規格・仕様は設計書のとおりです。<br/>見積徴取先は特記仕様書のとおりです。<br/>見積徴取先からは、同様の見積依頼があった場合は、対応していただけるとの回答を得ています。</p> |
| 21 | <p>代価表 21 号について。<br/>鋼管杭（材料費）は、積水樹脂株式会社の見積もりを採用していると、特記仕様書に記載されていますが、当該メーカーに確認したところ、「鋼管杭」「スパイラル鉄筋」とも見積もりをしていないとの事でした。特記仕様書記載内容と弊社にて確認した内容に相違があるのですが、どうなっているのでしょうか？また、念のため、当該メーカーの連絡先と担当者名を明示下さい。</p>   | <p>見積徴取先は特記仕様書のとおりです。<br/>見積徴取先からは、同様の見積依頼があった場合は、対応していただけるとの回答を得ています。</p>                      |
| 22 | <p>代価表 27 号、28 号、30 号、31 号について。<br/>それぞれ「材料費」として計上されていますが、A1 図面の遮音壁等構造図の右上材料表にある、「固定バネ」「土留板受金物」「胴縁」「笠木取付ボルト」「胴縁取付ボルト」「トッププレート」「笠木アングル」が代価表のどこにも計上されていないように思われます。これら材料は積算金額に反映されているのでしょうか？反映されているのであれば、これら材料の積算根拠（見積もり徴取先や積算金額）を明示して下さい。</p>  | <p>積算基準書のとおり、しゃ音板・透光板・笠木の材料費以外は、取付の費用に含まれています。</p>  |

枚方市 総務部 契約課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

E-mail 送付先 : keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)

keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)

keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)